

## 送りつけ商法

## 健康食品の送りつけにご注意



- 一. 注文した覚えがなければ、**きっぱり断る。**
- 二. 決して、**代金は支払わない。**
- 三. 商品が届いても、**安易に受け取らない。**



困ったときは、お住まいの自治体の  
**消費生活相談窓口**  
に相談ください

**消費者ホットライン**  
最寄りの相談窓口  
につながります!

い や や!  
**TEL 1888**

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等の御相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。